

自治創造会議（H24. 2. 14）における主な論点

主 な 意 見	県 の 考 え 方
<p>1 川の中の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川整備の充実をどのように図っていくのか明確にするべき。 ●河川整備は「所与の条件」とされているが、この方針では除外されている。 ●川の中の対策をしていただかなければならない。河川整備計画には A・B ランクしか位置付けられていない。C・D も含めた全体としての計画が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川などの治水施設の整備は根幹的な治水対策として着実に推進していく。来年度予算も増額している。 ●河川整備については、中長期整備実施河川において優先順位を定めている。中長期整備実施河川は、県が責任を持って実施する河川整備のための計画である。 ●A・B ランクに加えて、C・D ランクの整備も行いたい。まずは、危険度が高い A・B・T ランク河川の整備を行っている。C・D ランクは次の段階として考えている。
<p>2 「地先の安全度」の信頼性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「地先の安全度」の前提となる降水量の設定条件や「中央集中型」のモデル波形について。また、琵琶湖水位の設定をどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「地先の安全度」の解析に当たっては、彦根地方気象台のデータを基に作成している県下統一の滋賀県降雨強度式に基づく「中央集中型モデル降雨」を用いている。「中央集中型モデル降雨」は、流域全体での公平なリスク評価に適しているものである。琵琶湖の水位設定（基準水位+40cm）については、琵琶湖に流入する河川の改修計画と整合を図っている。

主 な 意 見	県 の 考 え 方
<p>3 建築規制・土地利用規制のあり方、条例制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県条例で一律に建築規制を行うのではなく、県はガイドラインを示し、必要に応じて市町の条例で規制を行える仕組みを考えてほしい。 ● 土地利用規制について、都市計画法令ですでに制度化されているものを、条例で定める必要があるのか。建築規制についても、県建築基準条例に治水の観点を追加すればよいのではないか。 ● 県が建築規制をかける場合は、県下全域で統一的な規制をかけるべき。上流・下流や人口の多寡で不公平となることを恐れる。 ● 建築規制で、嵩上げを義務づけるのであれば、県としてどのような助成制度を設けるのか。 ● 規制条例を制定しようとしているのなら、具体的な条例案を見て議論した方が早い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町による建築規制については、地方分権の趣旨からも問題ない。その際には、「地先の安全度」を基礎情報として活用いただきたい。 ● 規制については、既存の都市計画法・建築基準法による通達・技術的助言を活用するもので、新たな規制ではない。今回、「地先の安全度」という水害リスク情報を整備したので、これを基礎情報として織り込んで、既存の法令を活用するため、流域治水対策全体をセットとした条例を制定しようとするものである。 ● 条例制定に当たっては、市町との協議・調整および県民への説明を十分に行う。 ● 助成制度については、条例化の際に市町と十分に協議・調整を行う。 ● まずは、基本方針を県議会で議決いただいてから、次に条例化を考えている。